

第3次うきは市総合計画

第1編 総論



第3次うきは市総合計画の位置づけ

(1) 総合計画策定の趣旨

うきは市では、これまでのまちづくりの成果と課題を踏まえつつ、急速に変化する社会情勢や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、今後の中長期的な市政運営の指針となる「第3次うきは市総合計画」を策定します。

この計画は、市民と行政が一体となって目指す将来像を共有し、持続可能な地域社会の実現を図るための羅針盤としての役割を果たすものです。また、各種施策の整合性を図り、効果的かつ効率的な行政運営を推進することを目的としています。

(2) 総合戦略の意義と関係性

第3期うきは市総合戦略は、人口減少や少子高齢化、地域経済の縮小など、うきは市が直面する複合的な課題に対し、市民一人ひとりの力を結集し、創造的かつ持続可能な地域社会を実現するために策定された重点戦略です。特に、地域資源の再評価と活用、地域経済の再生、定住・交流人口の確保に向けた取り組みを通じて、地域の活力を再び取り戻すことを目指しています。

(3) 計画期間

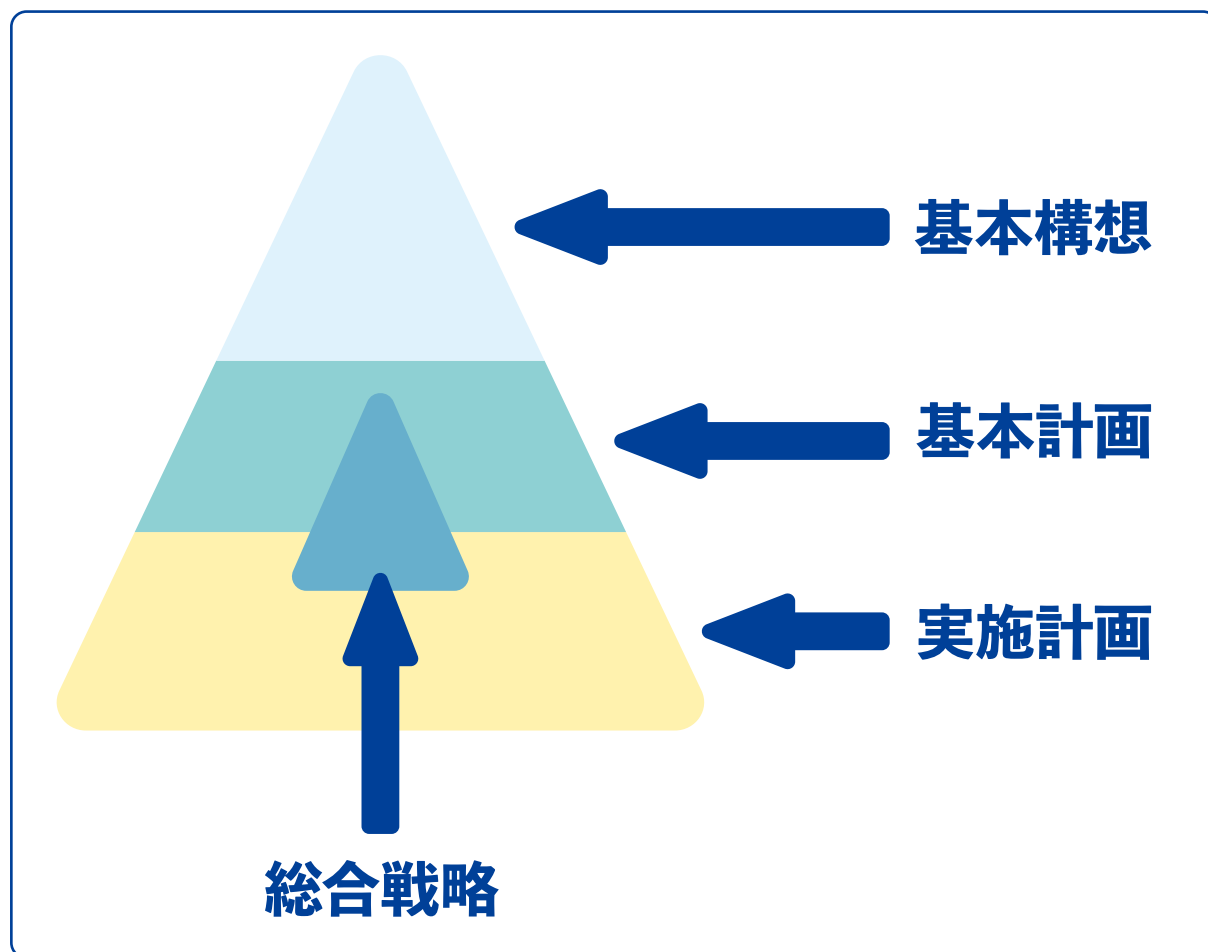
第3次うきは市総合計画の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とし、概ね中長期的な視点で市の将来像と施策の方向性を示します。

また、社会情勢の変化や施策の進捗状況に柔軟に対応できるよう、中間年度における見直しを行うこととし、実効性のある計画運営に努めます。

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
基本構想	10年間									
基本計画	前期5年間					後期5年間				
総合戦略	5年間									

(4) 計画の構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」と、人口減少対策に特化した施策と事業を掲載する「総合戦略」が包含される形で構成しています。



- **基本構想** 市の将来像やまちづくりの理念、長期的な目標を示す部分で、計画全体の根幹となるものです。
- **基本計画** 基本構想を実現するための中期的な政策の方向性や具体的な施策の体系を定めます。
- **実施計画** 基本計画に基づいて、毎年度の事業や施策を具体的に展開するための短期的な行動計画です。財政計画とも連動し、実効性を確保します。
- **総合戦略** まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく計画で、人口減少対策に特化した施策・事業を掲載します。